

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集の結果について

令和7年8月29日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）について意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年6月24日（火）～令和7年7月23日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数等

(1) 提出意見数：2件

(2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>弊社はACアダプタの輸入事業者（大阪府の中小企業）です。生産は海外工場で行っておりますが、設計・評価・製造指示など製品の品質保証は弊社内（国内）にて行っております。製品の殆どは日本国内のみに販売しており、別表第八と別表第十に適合させた製品です。</p> <p>今回の別表十から別表十二への改正ではこれまで別表十に適合していた製品を別表十二へ適合させるために放射ノイズ（エミッション）の要求が新たに追加される認識です。</p> <p>弊社は社内に電波暗室を所持していないため外部で費用を支払った上で測定する必要がありまた、弊社はカスタムを得意とした多品種少量生産の対応をしており対象機種が多く更に、既に国内へ販売し続けている製品が当改正により対策が必要となった場合、金型の変更・新設・部品の追加など膨大な費用が発生し経営がかなり圧迫される（物価高の中の賃金減少が発生する）現状が御座います。</p> <p>これまで別表第十に適合しているものの別表第十二に適合していない製品による市場での不具合要因は無い認識です。</p> <p>この事と改正により利益が圧迫される現状を鑑み、改正による対象を「新たに生産を開始する新製品（新機種）」とし、これまでに既に継続して国内に販売している製品（既存機種）については適用除外とするなど対策を講じて頂ければ幸いです。</p>	<p>本改正により、別表第十を別表第十二へ一本化する目的は、我が国特有の基準と国際規格等に準拠した基準とのダブルスタンダードになっている現状を解消し、電気用品安全法の技術基準をより国際整合化すること等にあり、別表第十によって技術基準の適合確認がなされた製品の市場での不具合に対応するものではありません。</p> <p>なお、本改正への対応として追加的なコストが発生する可能性があること等を鑑み、改正から3年間の猶予期間を設ける予定のため、その間にご対応いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>「電安法技術基準解釈の別表第十から別表第十二への一本化」については、さらに十分な猶予期間を確保いただきかつ、別表第八と別表</p>	<p>本改正への対応として追加的なコストが発生する可能性があること等を鑑み、改正から3年間の猶予期間を設ける予定のため、</p>

<p>第十の同時一本化を希望いたします。</p> <p>今後予定されている「電安法技術基準解釈の別表第八から別表第十二への一本化」に際しては、JISC9335-1、及び JISC9335-2-102 に適合させるため、制御部を含めた基板全体の設計変更が必要となります。このため、都度製品側が対応することとなり、開発リソース、日程、費用など非効率となるためです。</p>	<p>その間にご対応いただきますようお願いいたします。また、ご提示の JIS は、既に別表第十二に採用済みの基準であり、別表第八の一本化がなされていない現時点においても、当該基準を適用することは可能ですので、効率的な製品開発となるようご検討いただきますようお願いいたします。</p>
--	---